

〔 令和2年6月18日  
法人規程第42号 〕

国立大学法人筑波大学大学教員業績評価規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第88条第1号に規定する教育研究の質の向上に資するため、及び次条に規定する目的の達成のために実施する、大学教員に係る業績評価（以下「大学教員業績評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学教員業績評価の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学教員業績評価の結果を通じて、大学教員が自身の教育研究等の活動（以下「教育研究活動」という。）を客観的に分析し、当該活動の改善及び質の向上を図ること。
- (2) 大学教員の教育研究活動に対する正当かつ積極的な評価を行い、処遇に反映させること。
- (3) 大学教員業績評価の結果を分析し、全学及び各組織における施策へ反映させること。
- (4) 国立大学法人筑波大学（第6条第1項において「法人」という。）として社会への説明責任を果たすこと。

(対象者)

第3条 大学教員業績評価の対象となる大学教員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 特任助教

(実施単位)

第4条 大学教員業績評価の実施単位は、系、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規則第1号）第37条に規定する教育研究施設（以下「重点研究センター（先端的研究型）」という。）等とする。

(実施方法)

第5条 大学教員業績評価は、年度ごとに当該年度の前年度における教育研究活動について、定量的評価及び定性的評価を組み合わせ実施するものとする。ただし、当該業績評価の対象となっている教育研究活動の期間が複数年度にわたる場合は、当該活動の全体を踏まえた評価とする。

2 前項に規定するもののほか、大学教員業績評価の実施方法については、別に定める。

(大学教員業績評価全学評価委員会)

第6条 法人に、第6項に規定する事項を審議させるため、大学教員業績評価全学評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）を置く。

2 全学評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 評価を担当する副学長
- (2) 系長
- (3) 重点研究センター（先端的研究型）の長

3 全学評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 第2項に規定する委員のほか、全学評価委員会が必要と認めるときは、学長が委嘱する学外者を委員に加えることができる。

6 全学評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教員業績評価に係るシステムの全学的な企画、運用及び検証に関すること。
- (2) 評価の実施及び確定に関すること。
- (3) 評価の段階がSS（極めて優れた活動内容）となる大学教員の認定に関すること。
- (4) 大学教員業績評価の結果に係る不服申立ての審査に関すること。
- (5) 大学教員業績評価の結果に係る公表に関すること。
- (6) 大学教員業績評価の結果の処遇への反映に関すること。
- (7) 大学教員業績評価を通じた全学的な教育研究活動の活性化につなげるための施策の検討に関すること。
- (8) その他大学教員業績評価に関すること。

7 全学評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

8 全学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（大学教員業績評価部局評価委員会）

第7条 系及び重点研究センター（先端的研究型）に、当該組織における大学教員業績評価に係る業務を行わせるため、大学教員業績評価部局評価委員会（以下「部局評価委員会」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、部局評価委員会に関し必要な事項は、系長又は重点研究センター（先端的研究型）の長が別に定める。

（事務）

第8条 大学教員業績評価に関する事務は、関連する組織の協力を得て、企画評価室において行う。

（雑則）

第9条 この法人規程に定めるもののほか、大学教員業績評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規程は、令和2年6月18日から施行する。

2 大学教員業績評価指針（平成29年1月19日教育研究評議会決定）は、廃止する。